

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時それぞれにおける安全管理マニュアル（P. 171参照）を定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

（1）消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほ

か、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならない。また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

平成27年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

（2）教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(3) 消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景のもと、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成27年3月に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配慮した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

(4) 教育訓練の実施状況

消防職員については、平成26年度中に延べ3万3,599人が消防学校における教育訓練を受講した（第2-4-1表）。消防団員については、平成26年度中に延べ5万2,646人が消防学校において又は消防

学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第2-4-2表）。

消防団員にあっては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成26年度中においては、地方公共団体職員、地域の自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、企業の自衛消防隊等延べ2万4,359人に対し教育訓練が行われた。

(5) 教職員の状況

平成27年4月1日現在、消防学校の教員536人のうち消防本部からの派遣の教員は254人である。これは消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を、直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである（第2-4-3表）。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校での研修や都道府県の他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

第2-4-1表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)	
	25年度	26年度
初任教育	6,496	6,500
新規採用者	6,116	6,087
専科教育	10,153	10,875
警防科	1,023	910
特殊災害科	671	711
予防査察科	926	1,038
危険物科	361	401
火災調査科	1,148	1,102
救急科	4,458	4,821
救助科	1,566	1,892
幹部教育	4,469	3,661
初級幹部科	2,920	2,267
中級幹部科	1,034	907
上級幹部科	515	487
特別教育	10,792	12,563
合計	31,910	33,599

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第2-4-2表 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)			(人)		
	25年度			26年度		
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	4,108	5,437	9,545	4,263	7,962	12,225
専科教育	2,461	4,442	6,903	2,516	4,134	6,650
警防科	932	3,068	4,000	1,050	2,996	4,046
機関科	1,529	1,374	2,903	1,466	1,138	2,604
幹部教育	6,590	380	6,970	6,542	112	6,654
初級幹部科	3,857	380	4,237	3,321	68	3,389
中級幹部科	2,733	0	2,733			
指揮幹部科修了者				161	8	169
分団指揮課程				1,667	0	1,667
現場指揮課程				1,582	44	1,626
特別教育	7,412	20,148	27,560	10,478	16,639	27,117
合計	20,571	30,407	50,978	23,799	28,847	52,646

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成
 ※平成26年3月に消防学校の教育訓練の一部を改正する告示が施行されたことに伴い、旧基準における中級幹部科は指揮幹部科に改められた。

第2-4-3表 消防学校教職員数

(平成27年4月1日現在) (単位:人)

学校長・副校長又は教頭			教 員				事務職員			その他			計	
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
				派遣		派遣								
90	12	102	500	239	36	15	536	98	13	111	186	0	186	935

- (備考) 1 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成
 2 教員のうち、「派遣」とは消防本部から派遣され、消防学校の職務に従事する教員をいう。
 3 「専任」とは、常時、消防学校の職務に従事する職員をいう。
 4 「兼任」とは、消防学校以外の職務にも従事する職員をいう。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

(1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第2本館、訓練施設及び寄宿舎がある。

本館には、250人収容の大教室、3つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館等のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室を設けている。

第2本館には、300人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場が設けられている。

訓練施設には、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地下1階、地上11階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災



情報システムを活用したシミュレーション訓練



実火災体験型訓練施設を活用した消防活動訓練



校内の施設を活用した違反処理実習



複数の課程で実施する多数傷病者対応訓練

体験型訓練施設を設けている。

寄宿舎には、172人収容の南寮と52人収容の北寮がある。

教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

(2) 教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成26年度において、総合教育及び専科教育で1,061名、実務講習で599名の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成26年度までで延べ5万5,876名となった。

また、平成27年度の定員は1,862人としている(第2-4-4表)。

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見

第2-4-4表 教育訓練実施状況

区 分	平成26年度(実績)		平成27年度(計画)					
	実施回数(回)	卒業生(人)	実施回数(回)	定員(人)	期間	教育目的		
学 科	総合教育	幹部科	4	283	4	306	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	48	1	54	3週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	67	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	61	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	119	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	41	1	42	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	36	1	36	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
小 計	20	1,061	20	1,158				
実 務 講 習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	66	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	65	1	66	2週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	2	63	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	1	107	(統合済)		1日	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。
		危機管理・国民保護コース	1	77	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	59	1	72	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	—	—	2	128	2日	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団教育訓練推進者養成コース	—	—	1	96	1週間	消防団の教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
	違反是正特別講習	1	96	(統合済)		1週間	査察、違反処理是正業務に携わる者に対し、予防行政(業務)の強化・徹底を期するために特別講習を実施する。	
小 計	10	599	10	704				
合 計	30	1,660	30	1,862				

直しを行った結果、平成26年度においては、年間に20の学科と10の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れるほか、情報システムを活用して、火災時指揮シミュレーション訓練、大規模地震の際の受援シミュレーション訓練などに加えて、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）などカリキュラムの内容の充実を図っている。

また、一部の課程では、インターネットを使った事前学習（eラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

平成26年度は、救急科において、指導救命士の養成に必要な教育を含むものであることを明確化して実施するとともに、ホテル火災やグループホーム火災などを踏まえ、火災予防行政を取り巻く状況の変化に対応し、予防行政の更なる強化・徹底を期するために、「違反是正特別講習」の定員を拡大した。

平成27年度は、消防団の教育訓練の推進強化に資するために、都道府県等消防学校及び消防本部において、消防団の教育訓練に携わる者を対象に実務講習を新たに設けるとともに、近年の局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発していることを踏まえ、自主防災組織の育成業務に携わる担当職員を対象とした自主防災組織育成短期コースを実施している。

なお、今後の消防大学校の更なる高度な教育訓練を構築することを目的として、「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」を開催し、幹部として必要な教育訓練内容等について検討を行っている。

（3）消防学校等に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の様相の多様化・大規模化に伴い、都道府県の消防学校等における教育訓練も充実・強化が求められていることから、消防大学校では、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校長・教官に対する教育訓練

消防大学校の教育訓練では、新任消防長・学校長科において消防学校長に対する新任教育を、新任教官科において消防学校教官に対する新任教育を行っ

ている。

新任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科以外の専科教育の各学科では、教育指導者養成も目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ 講師の派遣

消防学校等における教育内容の充実のため、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成26年度は、延べ112回の講師の派遣を実施した。

ウ 消防教科書の編集

消防学校等において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成27年4月現在21種類が発行されている。

エ 講師情報の提供等

消防学校等で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

（4）自主防災組織に関する調査・研究

自主防災組織における教育訓練の内容及び教育形態について行った調査研究の成果を活用して自主防災組織指導者用の教本を作成するとともに、自主防災組織の育成指導に当たる地方公共団体職員を対象とした短期コースを全国各地で開催している。

5. その他の教育訓練

（1）救急救命士の養成

救急救命士養成のための教育訓練については、救急隊員が救急救命士の国家試験受験資格を取得するための養成所として、一般財団法人救急振興財団が救急救命東京研修所（年間600人規模）及び救急救命九州研修所（同200人規模）を開設している。

また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成26年度には、合わせて全国で約1,200人の消防職員が救急救命士の資格取得の

ための教育を受け、国家試験を受験した。

これらの救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」（平成3年文部省・厚生省令第2号）に基づき、教育が行われている。

（2）指導救命士の養成

救急救命士法の施行から20年以上が経過し、他の救急救命士を指導する人材の醸成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立

場の救急救命士（指導救命士）に求められる役割は高まっている。

平成25年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成26年5月から救急救命九州研修所が、同年9月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。

さらに、消防庁では指導救命士の更なる養成の促進と全国的な運用に向けて、カリキュラムをより具体的な教育内容へと展開した全国統一の基準となる「指導救命士の養成に係るテキスト」を平成27年11月に作成した。